　0110



一般社団法人日本原子力学会

部会・連絡会・支部表彰制度規程

平成28年5月24日　第8回理事会承認

（目的）

第１条 本規程は，定款第４条（10）に基づき，部会・連絡会・支部が設置する表彰制度の設置方法，選考方法等について定めることを目的とする。

（設置方法）

第２条 部会・連絡会・支部は，原子力および放射線の平和利用に関し，部会・連絡会・支部にかかわる学術および技術の発展のため，それぞれ独自の創意工夫のもと部会・連絡会・支部表彰制度（以下，「表彰制度」という）を設けることができる。

２　部会・連絡会・支部が表彰制度を設ける場合，名称，趣旨，選考方法等を定めた諸規程を表彰・推薦小委員会に提出し承認を得なければならない。

（選考結果の報告）

第３条 部会・連絡会・支部が表彰制度に基づき表彰をおこなった場合，すみやかに各選考過程ならびに選考結果を理事会に報告しなければならない。

（諸経費）

第４条 実施のために必要な経費は部会・連絡会・支部が負担するものとする。

（改定）

第５条　本規程の改定は，総務財務委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成16年1月27日　第459回理事会制定

２　改定履歴

1. 平成23年2月1日　第514回理事会承認
2. 平成23年5月31日　第516回理事会承認
3. 平成25年11月26日　第4回理事会承認
4. 平成26年1月30日　第5回理事会承認
5. 平成28年4月21日　第10回総務財務委員会起案，平成28年5月24日　第8回理事会承認

附則

１　平成23年5月31日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

２　平成25年11月26日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

３　平成26年1月30日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

４　平成28年5月24日改定の規程は，平成28年6月1日から施行する。